

特集

【環境月間】

みんなでつくる人と自然が共生した 持続可能なまち おおいそ

問
環境課
☎ (72) 4438

 6月5日は「環境の日（世界環境デー）」、6月は環境月間です！

毎年6月5日は、1972年6月5日からストックホルムで開かれた「国連人間環境会議」を記念し、「環境の日」（世界環境デー）とされています。そして、この日を含む6月の1か月間は、国民の環境の保全に関する理解を深める「環境月間」となっています。

大磯町の環境を守る3つの取組みをご紹介します！



① 森林・樹木・里山アドバイザーを派遣します！

大磯町の緑豊かな自然環境は、ほどよく人の手が入ることによって保たれてきた里山で形成されてきました。しかし近年、人の手が入らなくなってきたことにより、荒れた森林や緑地が増加しています。

荒れた森林や緑地では、土砂崩れ・倒木・獣害被害等の地域課題が増え、身近にあるにも関わらず、近寄り難い場所になっています。

そのような森林や緑地の維持管理に困っている方に対し、森林・樹木・里山の保全、再生に知見のあるアドバイザーを派遣し、助言や提案を行います。

■「相談」業務 → 【現場に対する意見提案】

森林や緑地等の維持管理で困っている現場を調査し、問題解決に向けた方策などの助言・提案を行います。
※対象者：町内で森林や緑地等を所有する個人、団体及び法人

■「活動支援」業務 → 【講習会及び現場実習の実施】

実施している森林や緑地等に関する活動に対して、講習会や現場実習を行い、活動者の知識や技術のスキルアップに繋がります。

※対象者：町内の森林や緑地等の適切な利用や管理に寄与し、5人以上が参加する活動

相談内容に応じて町から
アドバイザーを派遣します。
まずはお気軽にご相談ください！



② 小型木材粉碎機を無料で貸し出します！

町内の荒れた森林や緑地等の整備や、伐採した樹木を粉碎・チップ化し、堆肥や土壌改良材として有効活用することを目的に、「小型木材粉碎機」を町民等に無料で貸し出します！



機材	自走型小型木材粉碎機
粉碎能力	枝の直径10cmまで
処理能力	700kg(2.3m ³)/h
使用燃料	自動車用無鉛ガソリン

▶貸出対象

町民、町内活動団体、森林等の所有者及び管理者

▶貸出及び返却

- 貸出期間は最大10日間（※延長可）
- 機材の貸出・返却は美化センター内倉庫で直接引渡し。
※初めて機材を借受ける場合は、職員による取扱い説明を必ず受けること。
※機材の借受・返却は「運搬ブリッジ」を利用して、軽トラ等で運搬し、借受者自身が行う。
- 借受期間中は、機材を作業現場に放置しない。
- 使用後は必ず機材を清掃し、燃料タンクを満タンにして返却。
- 運搬・保管等に要する費用は借受者の負担。

③ 既存住宅断熱リフォーム補助金

受付開始：7月～(予定)

▶目的

地球温暖化対策の一環として、自ら居住又は居住を予定している既存住宅の断熱リフォームを実施する場合の「断熱リフォームに係る費用の一部の補助」を行います。

※なお断熱リフォームとは、住宅の天井、壁、床又は開口部の断熱施工（窓の交換、内装設置、ガラスの交換等）を行うことで、「外気の温度や熱を室内に伝えにくくする住宅の改修」のことです。

▶対象事業経費

- 材料費 対象事業の実施に必要な建築材料の購入に要する経費
- 工事費 対象事業の実施に必要な工事に要する経費

▶対象者

- 大磯町に居住している者又は居住する予定の者で、補助事業完了時に大磯町に住居登録があること。
- 補助金の交付申請時に、町税を滞納していないこと。
- 当該年度内に、補助対象事業が完了していること。

▶補助金額

- 断熱リフォームに要した額（税抜）の3分の1（国等の補助金を使用している場合は、その補助金交付金額を差し引いた金額の3分の1）
- 上限額 50,000円